

**一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の  
一部を変更する協定**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙1－2を次のとおり改める。

**別紙1-2**

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

4,845 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29年 9月 1日

②工事の完成予定年月日 令和 8年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,594 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

別紙1-4を次のとおり改める。

## **別紙1－4**

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))(今治IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市

(3) 工事方法

(イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県今治市	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県今治市	立体接続	今治インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

186 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

214 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 205 百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

## 別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

# 修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額



別紙4を次のとおり改める。

## 別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

# 災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

**災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額**

(消費税込み)

債務引受限度額	15,296 百万円
---------	------------

別紙5を次のとおり改める。

## 別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

# 無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6 百万円
H 3 0	12 百万円
R 1	25 百万円
R 2	8 百万円
R 3	302 百万円
R 4	362 百万円
R 5	503 百万円
R 6	969 百万円
R 7	163 百万円
R 8	0 百万円
R 9	0 百万円
R 1 0	0 百万円
R 1 1	0 百万円
R 1 2	0 百万円
R 1 3	0 百万円
R 1 4	0 百万円
R 1 5	0 百万円
R 1 6	0 百万円
R 1 7	0 百万円
R 1 8	0 百万円
R 1 9	0 百万円
R 2 0	0 百万円
R 2 1	0 百万円
R 2 2	0 百万円
R 2 3	0 百万円
R 2 4	0 百万円
R 2 5	0 百万円
R 2 6	0 百万円
R 2 7	0 百万円
R 2 8	0 百万円
R 2 9	0 百万円
R 3 0	0 百万円
R 3 1	0 百万円
R 3 2	0 百万円
R 3 3	0 百万円
R 3 4	0 百万円
R 3 5	0 百万円
R 3 6	0 百万円
R 3 7	0 百万円
R 3 8	0 百万円
R 3 9	0 百万円
R 4 0	0 百万円
R 4 1	0 百万円
R 4 2	0 百万円
R 4 3	0 百万円
R 4 4	0 百万円
R 4 5	0 百万円
R 4 6	0 百万円
R 4 7	0 百万円
R 4 8	0 百万円
R 4 9	0 百万円
R 5 0	0 百万円
R 5 1	0 百万円
R 5 2	0 百万円
R 5 3	0 百万円

(注1) 平成29年度から令和4年度までは実績値を、令和5年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

## 別紙6

(協定第9条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

### 道路資産の貸付料の額



別紙7を次のとおり改める。

## 別紙 7

(協定第10条第1項関連)

### 計画料金収入の額



別紙8を次のとおり改める。

2 (2) のうち、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

2 (3) のうち、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

2 (4) イのうち、(イ) を削除する。

2 (4) イのうち、「(口) 令和5年3月27日以降」を削除する。

2 (4) イのうち、「①」を「(イ)」に、「②」を「(口)」に改め、(イ) を次のとおり改める。

(イ) 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器とともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

2 (4) のうち、ホを削除する。

2 (4) のうち、「へ」を「木」に改める。

2 (4) のうち、「ト」を「へ」とし、へ(口)のうち、④を削除する。

2 (4) のうち、「チ」を「ト」とし、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

2 (4) のうち、「リ」を「チ」とし、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

2 (4) のうち、「ヌ」を「リ」に、「ル」を「ヌ」に改める。

2 (4) のうち、「ヲ」を「ル」とし、ルを次のとおり改める。

#### ル 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ロ) 休日割引、平日朝夕割引、路線バス割引、大口・多頻度割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	休日割引、平日朝夕割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、マイレージ割引

(ハ) 一の通行が、休日割引と平日朝夕割引の両方の割引適用条件に該当する自動車の場合、休日割引を当該自動車に適用する。

(二) 障害者割引を受けることができる自動車が休日割引を受けようとする場合、割引適用後の通行料金が低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

2 (5) イのうち、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

4のうち、「令和45年7月9日」を「令和54年3月22日」に改める。

別紙特1を次のとおり改める。

**別紙特1**

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

**特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る  
債務引受限度額**

## 1. 先行特定更新等工事の内容

### (1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字才ケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

### (2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

- ・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁修繕	床版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等)</li> <li>・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え</li> </ul>	10 キロメートル	9,117 百万円	29,701 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等)</li> <li>・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え</li> </ul>	8 キロメートル	12,879 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策</li> <li>・上記に付随する附属物の補修、取替え</li> </ul>	66 箇所	5,179 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

**別紙特2**

(協定第5条第3項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

**特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額**

## 特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2, 475百万円
R 2	1, 655百万円
R 3	2, 452百万円
R 4	40百万円
R 5	1, 872百万円
R 6	7, 385百万円
R 7	3, 504百万円
R 8	3, 154百万円
R 9	2, 395百万円
R 1 0	2, 114百万円
R 1 1	1, 810百万円

(注1) 平成27年度から令和4年度は実績値を、令和5年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和6年 3月 21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 高 松 勝

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 後 藤 政 郎